

## 28. ひき船使用料

◎名古屋港タグ事業協同組合（名古屋港タグセンター）

（令和4年10月1日実施）

### （1）基本料金（1時間につき）

区分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定 した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	3,000PS 未満	3,000PS 以上
執務時間内 08：30～17：15	¥75,000	¥85,900	¥104,900	¥123,100
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	¥112,500	¥128,850	¥157,350	¥184,650
執務時間外 （深夜） 22：15～04：45	¥150,000	¥171,800	¥209,800	¥246,200

- ① 1時間をこえる時間30分ごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

### （2）割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

### （3）消費税

内航船舶については、料金に消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

1. 日本製鉄岸壁利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区 分	総トン数	使用料 (単位: 円)	
		3,000PS 未満	3,000PS 以上
		あつた丸・たかはま丸 (2,600PS) (1,912KW) 三州 (2,400PS) (1,764KW)	たはら丸 あいち丸 いぶき丸 みかわ丸 しま丸 やまと丸 わかさ丸 (3,500PS) (2,574KW)
執務時間内 08:30~17:00	3,000 トン未満	¥67,600	—
	8,000 トン未満	¥77,200	¥77,200
	10,000 トン未満	¥94,500	¥94,500
	10,000 トン以上	¥94,500	¥110,800
執務時間外 05:00~08:30 17:00~22:00	3,000 トン未満	¥101,400	—
	8,000 トン未満	¥115,800	¥115,800
	10,000 トン未満	¥141,750	¥141,750
	10,000 トン以上	¥141,750	¥166,200
執務時間外 (深夜) 22:00~05:00	3,000 トン未満	¥135,200	—
	8,000 トン未満	¥154,400	¥154,400
	10,000 トン未満	¥189,000	¥189,000
	10,000 トン以上	¥189,000	¥221,600

- ① 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料(深夜を除く)と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業(しゅんせつ船または故障船のえい航等)のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合(港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む)は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、料金に消費税等(円未満四捨五入)を付加する。

2. 日本製鉄岸壁以外の場合（但し、飛島ふ頭南側コンテナターミナルは別に定める料金とする）

(1) 基本料金（1時間につき）

区 分	使用料（単位：円）				
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合		
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	3,000PS 未満		3,000PS 以上
			あつた丸 たかはま丸 (2,600PS) (1,912KW)	三州 (2,400PS) (1,764KW)	
執務時間内 08：30～17：15	¥75,000	¥85,900	¥104,900		¥123,100
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	¥112,500	¥128,850	¥157,350		¥184,650
執務時間外 （深夜） 22：15～04：45	¥150,000	¥171,800	¥209,800		¥246,200

- ① 1時間をこえる時間30分ごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶については、料金に消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

### 3. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

#### (1) 基本料金（1時間につき）

区 分	使用料（単位：円）			
	使用船舶の総トン数の場合 （但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く）		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	あつた丸 たかはま丸 (2,600PS) (1,912KW)	三州 (2,400PS) (1,764KW)
執務時間内 08：30～17：15			¥71,300	¥81,600
執務時間外 04：45～08：30 17：15～22：15	¥106,950	¥122,400	¥149,550	¥175,350
執務時間外（深夜） 22：15～04：45	¥142,600	¥163,200	¥199,400	¥233,800

- ① 1時間をこえる時間30分ごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料（深夜を除く）と同額とする。

#### (2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業（しゅんせつ船または故障船のえい航等）のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合（港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われている場合を含む）は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

#### (3) 消費税

内航船舶については、料金に消費税等（円未満四捨五入）を付加する。

◎ 名古屋汽船株式会社 [みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・ちぐさ丸]

◎ 日本栄船株式会社 [つしま丸・かりや丸・きよす・くまの・13たましお]

(令和5年4月1日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位:円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を 指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13たましお (2,400ps) (1,764kW) みずほ丸 さかえ丸 (2,400ps) (1,750kW)	ちぐさ丸 さくら丸 くまの きよす つしま丸 かりや丸 (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30~17:15	¥75,000	¥85,900	¥104,900	¥123,100
執務時間外 04:45~08:30 17:15~22:15	¥112,500	¥128,850	¥157,350	¥184,650
執務時間外 (深夜) 22:15~04:45	¥150,000	¥171,800	¥209,800	¥246,200

- ① 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

- ◎ 名古屋汽船株式会社 [みずほ丸・さかえ丸・さくら丸・ちぐさ丸]
- ◎ 日本栄船株式会社 [つしま丸・かりや丸・きよす・くまの・13たましお]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
			3,000PS 未満	3,000PS 以上
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	13 たましお (2,400ps) (1,764kW) みずほ丸 さかえ丸 (2,400ps) (1,750kW)	ちぐさ丸 さくら丸 くまの きよす つしま丸 かりや丸 (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30~17:15	¥71,300	¥81,600	¥99,700	¥116,900
執務時間外 04:45~08:30 17:15~22:15	¥106,950	¥122,400	¥149,550	¥175,350
執務時間外 (深夜) 22:15~04:45	¥142,600	¥163,200	¥199,400	¥233,800

- ① 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ グリーン海事株式会社 [13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお]

(令和6年4月28日実施)

1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	3,000PS 未満	3,000PS 以上
			13 たましお (2,400ps) (1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30~17:15	¥75,000	¥85,900	¥104,900	¥123,100
執務時間外 04:45~08:30 17:15~22:15	¥112,500	¥128,850	¥157,350	¥184,650
執務時間外 (深夜) 22:15~04:45	¥150,000	¥171,800	¥209,800	¥246,200

- ① 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船又は故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ グリーン海事株式会社 [13 たましお・ちたしお・いせしお・くろしお]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金 (1時間につき)

区分	使用料 (単位: 円)			
	使用船舶の総トン数の場合 (但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く)		ひき船の馬力の場合	
	3,000 トン未満	3,000 トン以上 8,000 トン未満	3,000PS 未満	3,000PS 以上
			13 たましお (2,400ps) (1,764kW)	ちたしお いせしお くろしお (3,500ps) (2,574kW)
執務時間内 08:30~17:15	¥71,300	¥81,600	¥99,700	¥116,900
執務時間外 04:45~08:30 17:15~22:15	¥106,950	¥122,400	¥149,550	¥175,350
執務時間外 (深夜) 22:15~04:45	¥142,600	¥163,200	¥199,400	¥233,800

- ① 1時間をこえる時間30分までごとの基本料金の額は、前項の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。



1. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶以外の場合

(1) 基本料金

ひき船の馬力による区分 (1時間につき)

ひき船名	定格馬力		使用料 (単位:円)		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	(PS)	(KW)	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
愛鳳丸	3,500	2,574	¥123,100	¥184,650	¥246,200
名鳳丸	3,500	2,574			

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く (1時間につき)

区分	使用料 (単位:円)		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	08時30分～17時15分	04時45分～08時30分 17時15分～22時15分	22時15分～04時45分
3,000 トン未満	¥75,000	¥112,500	¥150,000
3,000 トン以上 8,000 トン未満	¥85,900	¥128,850	¥171,800

- ① 1時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。

◎ ケイライン ポートサービス株式会社 [愛鳳丸・名鳳丸]

2. 飛島ふ頭南側コンテナターミナル利用船舶の場合

(1) 基本料金

ひき船の馬力による区分 (1時間につき)

ひき船名	定格馬力		使用料 (単位:円)		
			執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	(PS)	(KW)	08:30~17:15	04:45~08:30 17:15~22:15	22:15~04:45
愛鳳丸	3,500	2,574	¥116,900	¥175,350	¥233,800
名鳳丸	3,500	2,574			

使用船舶の総トン数による区分。但し、ひき船使用者がひき船を指定した場合を除く (1時間につき)

区分	使用料 (単位:円)		
	執務時間内	執務時間外	執務時間外 (深夜)
	08:30~17:15	04:45~08:30 17:15~22:15	22:15~04:45
8,000 トン未満	¥81,600	¥122,400	¥163,200
8,000 トン以上 20,000 トン未満	¥99,700	¥149,550	¥199,400

- ① 1時間をこえる時間30分まで毎の基本料金の額は、前各号の基本料金の5割の額とする。
- ② 日曜日、国民の祝日並びに1月2日、3日及び12月31日に使用する場合は執務時間内であっても執務時間外料 (深夜を除く) と同額とする。

(2) 割増料金

- ① 港湾区域内において、係離作業以外の作業 (しゅんせつ船または故障船のえい航等) のため使用する場合は、基本料金の5割の額を加算する。
- ② 港湾区域外において使用する場合 (港湾区域内の作業及び港湾区域外の作業が引き続き行われる場合を含む) は、その使用が係離作業にあつては基本料金の5割の額を、係離作業以外の作業にあつては基本料金の10割の額を加算する。

(3) 消費税

内航船舶に関しては、料金に消費税 (円未満四捨五入) を付加する。